

【新旧対照表】JCB 会員規約（一般法人用）の主な改定箇所

改定前	改定後
第5条の2 (WEB サービス等)	第5条の2 (WEB サービス等)
3.カード使用者が「MyJCB」および「J/Secure(TM)」を利用しない場合（「MyJCB」または「J/Secure(TM)」の利用登録がなされていない場合を含みます。）、カード使用者はオンライン取引によるショッピング利用ができない場合があります。	3.カード使用者が「MyJCB」および「J/Secure(TM)」を利用しない場合（「MyJCB」または「J/Secure(TM)」の利用登録がなされていない場合を <u>含む</u> 。）、カード使用者はオンライン取引によるショッピング利用ができない場合があります。
第14条 個人信用情報機関の利用および登録	第14条 個人信用情報機関 <u>が保有する信用情報</u> の利用および <u>個人信用情報機関への信用情報の提供等</u>
1.代表使用者および代表使用者として入会を申し込まれた方(以下総称して「代表使用者等」という。)ならびに個人事業主会員および個人事業主会員として入会を申し込まれた方(以下総称して「個人事業主会員等」といい、「代表使用者等」と「個人事業主会員等」を併せて「代表者等」という。)は、当社または JCB が利用・登録する個人信用情報機関(個人の支払能力に関する情報の収集および当該機関に加入する貸金業者等(以下「加盟会員」という。)に対する当該情報の提供を業とするもの)について以下のとおり同意します。	1.代表使用者および代表使用者として入会を申し込まれた方(以下総称して「代表使用者等」という。)ならびに個人事業主会員および個人事業主会員として入会を申し込まれた方(以下総称して「個人事業主会員等」といい、「代表使用者等」と「個人事業主会員等」を併せて「代表者等」という。)は、当社または JCB が利用・登録する個人信用情報機関(個人の支払能力・ <u>返済能力</u> に関する情報の収集および当該機関に加入する貸金業者・ <u>包括信用購入あっせん業者</u> 等(以下「 <u>加盟事業者</u> 」といふ。)に対する当該情報の提供を業とするもの <u>をいう。以下同じ。</u>)が <u>保有する信用情報の利用および個人信用情報機関への信用情報の提供等</u> について以下の <u>ことに</u> 同意します。
(1)代表者等の支払能力の調査のために、両社がそれぞれ加盟する個人信用情報機関(以下「加盟個人信用情報機関」といふ。)および当該機関と提携する個人信用情報機関(以下「提携個人信用情報機関」といふ。)に照会し、代表者等の個人情報が登録されている場合はこれを利用すること。なお、登録されている個人情報には、官報等において公開されている情報、登録された情報に関し本人から苦情を受け調査中である旨の情報、本人確認資料の紛失・盗難等本人より申告された情報など、加盟個人信用情報機関および提携個人信用情報機関のそれぞれが収集し登録した情報が含まれます。	(1)代表者等の <u>本人を特定するための情報(氏名、生年月日、電話番号、本人確認書類の記号番号等、住所等)</u> を、両社がそれぞれ加盟する個人信用情報機関(以下「加盟個人信用情報機関」といふ。)および当該機関と提携する個人信用情報機関(以下「提携個人信用情報機関」といふ。)に <u>提供し、代表者等に</u> <u>に関する信用情報((4)①に定める情報をいう。以下同じ。)</u> をこれらの個人信用情報機関に照会すること。

【新旧対照表】JCB 会員規約（一般法人用）の主な改定箇所

改定前	改定後
(2)加盟個人信用情報機関に、代表者等の本契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報および当該機関が独自に収集した情報が本規約末尾の「登録情報および登録期間」表に定める期間登録されることで、当該機関および提携個人信用情報機関の加盟会員に、これらの登録に係る情報が提供され、自己の与信取引上の判断(代表者等の支払能力の調査または転居先の調査をいう。ただし、割賦販売法および貸金業法等により、支払能力に関する情報については支払能力の調査の目的に限る。)のために利用されること。	<u>(2)(1)の照会により、これらの個人信用情報機関に代表者等および代表者等の配偶者の信用情報が登録されている場合は、当該信用情報の提供を受け、代表者等の支払能力・返済能力の調査のために利用すること。</u>
	<u>(3)両社が代表者等の本契約に関する信用情報である個人情報(本規約末尾の「登録情報および登録期間」表(以下「登録情報・期間表」という。)に列挙する情報等をいう。)を、加盟個人信用情報機関に提供すること。なお、当該個人情報は、加盟個人信用情報機関に登録され、同表に定める期間保存されて、(4)に定めるとおり利用されます。</u>
	<u>(4)加盟個人信用情報機関が、当該機関および提携個人信用情報機関の加盟事業者による取引上の判断のために、保有する信用情報を以下のとおり利用すること、および加盟事業者に提供すること。</u>
	<u>①加盟個人信用情報機関は下記の信用情報(登録情報・期間表に列挙される情報を含む。)を保有します。</u>
	<u>ア.(3)により、両社を含め、加盟事業者から提供を受けた情報</u>
	<u>イ.加盟個人信用情報機関が収集した上記ア以外の情報</u>
	<u>ウ.加盟個人信用情報機関が、保有する信用情報に分析等の処理を行い算出した数値等の情報、およびその関連情報</u>

【新旧対照表】JCB 会員規約（一般法人用）の主な改定箇所

改定前	改定後
	<u>②加盟個人信用情報機関は、保有する①の信用情報を以下の目的で利用します。</u>
	<u>ア.信用情報の確認、調査、名寄せ・合算、その他自己の業務を適切に実施するための処理</u>
	<u>イ.信用情報の分析等の処理およびそれに基づく数値等の情報の算出</u>
	<u>ウ.③に基づく信用情報の提供</u>
	<u>③加盟個人信用情報機関は、①の信用情報を加盟事業者に提供します。また、加盟個人信用情報機関は、①の信用情報の一部を提携個人信用情報機関を通じて、その加盟事業者に提供します。加盟事業者は、自己の与信取引上の判断(顧客および顧客の配偶者の支払能力・返済能力の調査または転居先の調査をいう。ただし、割賦販売法または貸金業法等に基づき加盟事業者が個人信用情報機関から提供を受ける情報については、支払能力・返済能力の調査の目的に限る。)のために利用します。</u>
(3)前号により加盟個人信用情報機関に登録されている個人情報について、個人情報の正確性および最新性の維持、苦情処理、加盟会員に対する規制遵守状況のモニタリング等加盟個人信用情報機関における個人情報の保護と適正な利用確保のために必要な範囲において、加盟個人信用情報機関および当該機関の加盟会員が個人情報を相互に提供し、利用すること。	<u>(5)前号により加盟個人信用情報機関に登録されている個人情報について、個人情報の正確性および最新性の維持、苦情処理、<u>加盟事業者</u>に対する規制遵守状況のモニタリング等加盟個人信用情報機関における個人情報の保護と適正な利用確保のために必要な範囲において、加盟個人信用情報機関および当該機関の<u>加盟事業者</u>が個人情報を相互に提供し、利用すること。</u>

【新旧対照表】JCB 会員規約（一般法人用）の主な改定箇所

改定前	改定後
2.2006年3月30日までに入会されたカード使用者等は、カード使用者等の入会時の同意に基づき、加盟個人信用情報機関にカード使用者等の本契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報および当該機関が独自に収集した情報が登録されている場合は、当該機関および提携個人信用情報機関の加盟会員がカード使用者等の支払能力調査のためにこれを利用することを引き続き承認します。	2.2006年3月30日までに入会されたカード使用者等は、カード使用者等の入会時の同意に基づき、加盟個人信用情報機関にカード使用者等の本契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報および当該機関が独自に収集した情報が登録されている場合は、当該機関および提携個人信用情報機関の 加盟事業者 がカード使用者等の支払能力調査のためにこれを利用することを引き続き承認します。
3.加盟個人信用情報機関および提携個人信用情報機関は、本規約末尾に記載の個人信用情報機関とし、各加盟個人信用情報機関に登録する情報は本規約末尾の「登録情報および登録期間」表に定める事実とします。なお、当社またはJCBが新たに個人信用情報機関に加盟する場合は、書面その他の方法により通知のうえ同意を得るものとします。	3.加盟個人信用情報機関および提携個人信用情報機関は、 本規約末尾に記載の個人信用情報機関とします 。なお、当社またはJCBが新たに個人信用情報機関に加盟する場合は、書面その他の方法により通知のうえ同意を得るものとします。
第22条 ショッピングの利用	第22条 ショッピングの利用
11.貴金属、金券類、プリペイドカード等の前払式支払手段、現金類似物・現金等価物(疑似通貨、回数券等を含むが、これらに限らない。)、パソコン等の一部の商品の購入および電子マネーの入金等については、第20条第1項に定める金額の範囲内であったとしても、会員のショッピング利用が制限され、カードを利用できない場合があります。	11.貴金属、金券類、プリペイドカード等の前払式支払手段、現金類似物・現金等価物(疑似通貨、 電子マネー 、回数券等を含むが、これらに限らない。)、パソコン、 射幸性のある商品等、その他当社所定の一部の商品・権利の購入および役務の提供 については、第20条第1項に定める金額の範囲内であったとしても、 支払責任者の信用状況または会員のカード利用状況その他の事情により、会員のショッピング利用が制限される場合があります。 この場合、他の加盟店においては ショッピング利用できる場合であっても、上記のショッピング利用についてのみ制限を受ける場合があることについて、会員は承諾するものとします。

【新旧対照表】JCB 会員規約（一般法人用）の主な改定箇所

改定前	改定後
<p>第27条 約定支払日とお支払い方法</p> <p>1.毎月 10 日(当日が金融機関等休業日の場合は翌営業日)を約定支払日とし、支払責任者は、ショッピング利用代金の各支払区分に定められた該当する約定支払日に支払うべき金額(以下「約定支払額」という。)を、予め法人会員が届け出た当社所定の金融機関の預金口座等(原則として法人会員名義の口座を届け出るものとします。以下「お支払い口座」という。)から口座振替の方法により支払うものとします。また、事務上の都合により当該約定支払日以降の約定支払日にお支払いいただくことや、法人会員の当社に対するお支払い口座の届け出の遅延、金融機関の都合等により当社が特に指定した場合には、当社所定の金融機関の預金口座に振り込む方法、当社所定の収納代行業者による収納代行等の他の支払方法(この場合、金融機関または収納代行業者に対する支払いに係る手数料は原則支払責任者の負担となります。また、収納代行による支払方法において、収納代行業者に対する支払いとは別に、払込票の発行および送付にかかる当社に対する手数料の支払義務が発生する場合があります。)によりお支払いいただくこともあります。なお、約定支払日に口座振替ができなかった場合には、お支払い口座が開設されている金融機関等との約定により、当該約定支払日以降、約定支払額の全額または一部につき口座振替されることがあります。また、支払責任者が当社所定の金融機関の預金口座に振り込む方法で、支払責任者が本規約に基づき当社に支払うべき金額を超えて当社に対する支払いをした場合、当社は翌月の約定支払日に法人会員に当該差額を返金するなどの方法により精算することを支払責任者は承諾するものとします。なお、当社は支払責任者が翌月の約定支払日に支払うべき約定支払額から当社が支払責任者に返金すべき金額を差し引くことができます。</p>	<p>第27条 約定支払日とお支払い方法</p> <p>1.毎月 10 日(当日が金融機関等休業日の場合は翌営業日)を約定支払日とし、支払責任者は、ショッピング利用代金の各支払区分に定められた該当する約定支払日に支払うべき金額(以下「約定支払額」という。)を、予め法人会員が届け出た当社所定の金融機関の預金口座等(原則として法人会員名義の口座を届け出るものとします。以下「お支払い口座」という。)から口座振替の方法により支払うものとします。また、事務上の都合により当該約定支払日以降の約定支払日等にお支払いいただくことや、法人会員の当社に対するお支払い口座の届け出の遅延、金融機関の都合等により当社が特に指定した場合には、当社所定の金融機関の預金口座に振り込む方法、当社所定の収納代行業者による収納代行等の他の支払方法(この場合、金融機関または収納代行業者に対する支払いに係る手数料は原則支払責任者の負担となります。また、収納代行による支払方法において、収納代行業者に対する支払いとは別に、払込票の発行および送付にかかる当社に対する手数料の支払義務が発生する場合があります。)によりお支払いいただくこともあります。なお、約定支払日に口座振替ができなかった場合または事務上の都合がある場合には、お支払い口座が開設されている金融機関等との約定により、当該約定支払日以降の日に、約定支払額の全額または一部につき口座振替されることがあります。また、支払責任者が当社所定の金融機関の預金口座に振り込む方法で、支払責任者が本規約に基づき当社に支払うべき金額を超えて当社に対する支払いをした場合、当社は翌月の約定支払日に法人会員に当該差額を返金するなどの方法により精算することを支払責任者は承諾するものとします。なお、当社は支払責任者が翌月の約定支払日に支払うべき約定支払額から当社が支払責任者に返金すべき金額を差し引くことができます。</p>

【新旧対照表】JCB 会員規約（一般法人用）の主な改定箇所

改定前	改定後
5.第 2 項から第 4 項の換算レートおよび換算方法は、原則として、JCB 指定金融機関等が指定した為替相場を基準に JCB が定めるものとし、別途公表します。なお、一部の航空会社その他の加盟店におけるカード利用の場合には、当該加盟店の都合により一旦異なる通貨に換算されたうえ、JCB が定める換算レートおよび換算方法により円換算することがあります。	5.第 2 項から第 4 項の換算レートおよび換算方法は、原則として、JCB 指定金融機関等が指定した為替相場を基準に <u>当社が指定した料率(当社が別途公表します。)を加算したものとします。</u> なお、一部の航空会社その他の加盟店におけるカード利用の場合には、当該加盟店の都合により一旦異なる通貨に換算されたうえ、JCB が定める換算レートおよび換算方法により円換算することがあります。
第28条 明細	第28条 明細 1.当社は、当社所定の方法(法人会員が「MyJ チェック」に登録している場合は、電磁的記録の方法)により、約定支払日に先立ち、カード利用の内容や約定支払額その他カード利用に関連する事項の明細(以下「明細」という。)を法人会員に通知します。当社は、法人会員が「MyJ チェック」に登録している場合は、明細の内容が確定した後速やかに、明細の内容が確定した旨の通知(以下「明細確定通知」という。)を法人会員が届け出た E メールアドレス宛に送信します。ただし、標準期間にカード利用がなく、かつ約定支払額が 0 円である場合等、明細確定通知を省略することがあります。なお、年会費のみの支払いの場合、明細の通知を行わない場合があります。

【新旧対照表】JCB 会員規約（一般法人用）の主な改定箇所

改定前	改定後
	<p>2.当社は、法人会員が標準期間満了日の当月 19 日までに「MyJ チェック」に登録していない場合には、前項に代えて、明細書(明細を書面化したもの)を法人会員の届出住所宛に送付します。また、当社は法人会員が明細書の発行を希望し、当社がこれを認める場合には、前項に加えて、明細書を法人会員の届出住所宛に送付します。なお、年会費のみの支払いの場合等、カードの種類によっては明細書の送付を行わない場合があります。当社が法人会員に明細書を送付した場合、法人会員は当社に対し明細書の発行および送付に係る明細手数料(以下「明細手数料」という。)として当社が定める額を標準期間の満了日の翌々月 10 日に(もともと、当社所定の事由に該当した場合には、その翌月以降に繰り延べられる場合があります。)支払うものとします。ただし、当社が公表する事由に該当する場合には、本会員は明細手数料の支払義務を負わないものとします。なお、当社は法人会員が明細手数料の支払義務を負わない事由を変更する場合がありますが、その場合には事前に公表または通知します。</p>
2.当社が法人会員に対して前項に基づき明細確定通知を送信したとき、または明細を送付したときは、法人会員は速やかに明細の内容が、会員のカード利用の内容と整合していないものがないか、また会員以外の第三者によるカード利用が含まれていないか、明細を閲覧するなどして確認するものとし、それらの事由があった場合には、直ちに当社に対して届け出るものとします。	<p>3.当社が法人会員に対して第 1 項に基づき明細確定通知を送信したとき、または前項に基づき明細を送付したときは、法人会員は速やかに明細の内容が、会員のカード利用の内容と整合していないものがないか、また会員以外の第三者によるカード利用が含まれていないか、明細を閲覧するなどして確認するものとし、それらの事由があつた場合には、直ちに当社に対して届け出るものとします。</p>

【新旧対照表】JCB 会員規約（一般法人用）の主な改定箇所

改定前	改定後
	<p><u>4.当社は法人会員または法人会員であった者(以下、本項において「再発行希望者」という。)が明細書の再発行(当社が過去に第1項に基づき明細を通知し、または第2項等に基づき明細書を送付したものについて、同一の明細にかかる明細書を再度発行することをいう。)を希望し、当社がこれを認める場合には、当社所定の方法により、再発行希望者に対して明細書を送付します。当社が再発行希望者に再発行した明細書を送付する場合、再発行希望者は当社に対し、明細書の再発行および送付に係る手数料として当社が定める額を当社が定める時期までに支払うものとします。この場合、第2項ただし書は準用されません。また、本項の規定は会員が退会し、または会員資格を喪失した後も有効とします。</u></p>
第32条の2（取引の制限等）	第32条の2（取引の制限等）
当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合、当社が必要と判断する期間、会員のカード利用(ショッピング利用を含むが、それに限らない。以下同じ。)を停止し、または制限する場合があります。なお、(1)の理由によりカード利用を停止または制限する場合、支払責任者のその後の支払状況にかかわらず、当社が定める一定期間、当該停止または制限を継続する場合があります。	当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合、当社が必要と判断する期間、会員のカード利用(ショッピング利用を含むが、それに限らない。以下同じ。)を停止し、または制限する(<u>一部の加盟店においてのみカード利用できない場合を含む。</u>)場合があります。なお、(1)の理由によりカード利用を停止または制限する場合、支払責任者のその後の支払状況にかかわらず、当社が定める一定期間、当該停止または制限を継続する場合があります。
	(7)第22条第11項に該当した場合

【新旧対照表】JCB 会員規約（一般法人用）の主な改定箇所

改定前	改定後
第40条 会員規約およびその改定	第40条 会員規約およびその改定 本規約は、会員と両社との一切の契約関係に適用されます。両社は、民法の定めに基づき、会員と個別に合意することなく、将来本規約を改定し(本規約と一体をなす規定・特約等を新たに定めることを含みます。)、または本規約に付随する規定もしくは特約等を改定することができます。この場合、両社は、当該改定の効力が生じる日を定めたうえで、原則として会員に対して当該改定につき通知します。ただし、当該改定が専ら会員の利益となるものである場合、または会員への影響が軽微であると認められる場合、その他会員に不利益を与えないと認められる場合には、公表のみとする場合があります。なお、本規約と明示的に相違する規定または特約がある場合は、当該規定または特約が優先されるものとします。
2025年2月28日現在	<u>2026年3月31日現在</u>
<ご相談窓口>	<ご相談窓口> 3. 本規約についてのお申し出、お問い合わせ、ご相談、会員情報の開示・訂正・削除等の会員情報に関する各種お問い合わせ（ただし会員情報の共同利用に関するお問い合わせについては項番4に従うものとします。）については下記WEBサイトに記載の当社の個人情報に関する相談窓口にご連絡ください。 <u>なお、当社およびJCBでは、個人情報保護の徹底を推進する管理責任者を設置しております。</u>
(GSH00555・20230331)	(GSH00555・ <u>20260331</u>)

【新旧対照表】JCB会員規約（一般法人用）の主な改定箇所

改定前	改定後
<p><加盟個人信用情報機関></p> <p>本規約に定める加盟個人信用情報機関は以下のとおりです。</p> <p>●株式会社シー・アイ・シー (CIC) (貸金業法・割賦販売法に基づく指定信用情報機関)</p> <p>〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿フアーストウエスト15階 電話番号 0120-810-414 https://www.cic.co.jp/</p> <p>●全国銀行個人信用情報センター 電話番号 03-3214-5020 https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/</p> <p>●株式会社日本信用情報機構 (JICC) (貸金業法に基づく指定信用情報機関)</p> <p>〒110-0014 東京都台東区北上野一丁目10番14号 住友不動産上野ビル5号館 電話番号 0570-055-955 https://www.jicc.co.jp/</p> <p>※各個人信用情報機関の加盟資格、 加盟会員企業名、登録される情報項目等の詳細は 上記の各社開設のホームページをご覧ください。</p> <p>※株式会社ジェーシービー (JCB) の加盟個人信用 情報機関は、上記の個人信用情報機関のうち、株式 会社シー・アイ・シー (CIC) および株式会社日本信 用情報機構 (JICC) となります。JCB以外のカード 発行会社の加盟個人信用情報機関については、カ ード送付時に同封されている規約集をご確認ください。</p>	<p><加盟個人信用情報機関></p> <p>本規約に定める加盟個人信用情報機関は以下のとおりです。</p> <p>●株式会社シー・アイ・シー (CIC) (貸金業法・割賦販売法に基づく指定信用情報機関)</p> <p>電話番号 0570-666-414 https://www.cic.co.jp/</p> <p>●全国銀行個人信用情報センター 電話番号 03-3214-5020 https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/</p> <p>●株式会社日本信用情報機構 (JICC) (貸金業法に基づく指定信用情報機関)</p> <p>電話番号 0570-055-955 https://www.jicc.co.jp/</p> <p>※各個人信用情報機関の加盟資格、 加盟事業者企業名、登録される情報項目等の詳細は 上記の各社開設のホームページをご覧ください。</p> <p>※株式会社ジェーシービー (JCB) の加盟個人信用 情報機関は、上記の個人信用情報機関のうち、株式 会社シー・アイ・シー (CIC) および株式会社日本信 用情報機構 (JICC) となります。JCB以外のカード 発行会社の加盟個人信用情報機関については、カ ード送付時に同封されている規約集をご確認ください。</p>

【新旧対照表】JCB 会員規約（一般法人用）の主な改定箇所

改定前				改定後			
登録情報および登録期間				登録情報および登録期間			
	CIC	全国銀行 個人信用 情報センター	JICC		CIC	全国銀行 個人信用 情報センター	JICC
①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の番号、本人確認書類の記号番号等の本人情報		左記②③④⑤⑥のいずれかの情報が登録されている期間		①本人を特定するための情報(氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、本人確認書類の記号番号等)		左記②③④⑤⑥のいずれかの情報が登録されている期間	
②加盟店個人信用情報機関を利用した日および本契約に係る申し込みの事実	当該利用日より6ヵ月間	当該利用日から1年を超えない期間	当該利用日から6ヵ月以内	②本契約の申し込みに係る事実(加盟店個人信用情報機関への照会日、契約の種類等)	当該照会日より6ヵ月間	当該照会日から1年を超えない期間	当該照会日から6ヵ月以内
③入会年月日、利用可能枠、貸付残高、割賦残高、年間請求予定額等の本契約の内容および債務の支払いを延滞した事実、完済等の返済状況	契約期間中および契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年以内	契約期間中および契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年を超えない期間	契約継続中および契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年以内	③本契約に係る事実(入会年月日、利用可能枠、貸付残高、割賦残高、年間請求予定額等の本契約の内容、支払い状況、債務の支払いを延滞した事実等)	契約期間中および契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年以内	契約期間中および契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年以内	契約期間中および契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年以内
④官報において公開されている情報	—	破産手続開始決定等を受けた日から7年を超えない期間	—	④官報において公開されている情報	—	破産手続開始決定等を受けた日から7年を超えない期間	—
⑤登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨		当該調査中の期間		⑤登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨		当該調査中の期間	
⑥本人確認資料の紛失、盗難等の本人申告情報	登録日より5年以内	本人申告のあつた日から5年を超えない期間	登録日から5年以内	⑥本人確認資料の紛失、盗難等の本人申告情報	登録日より5年以内	本人申告のあつた日から5年を超えない期間	登録日から5年以内

※上表のうち、個人信用情報機関が独自に収集し、登録するものは、④⑤⑥となります。

※上表の他、CICおよびJICCについては支払い停止の抗弁の申出が行われていることが、その抗弁に関する調査期間中登録されます。

※上表の他、JICCについては、延滞情報は延滞継続中、延滞解消の事実に係る情報は契約終了日から5年以内(入会年月日が2018年3月31日以前の場合は延滞解消日から1年以内)、および債権譲渡の事実に係る情報は債権譲渡日から1年以内が登録されます。

●各加盟店個人信用情報機関と提携する提携個人信用情報機関は、以下の表のとおりです。

加盟店個人信用情報機関	提携個人信用情報機関
CIC	JICC、全国銀行個人信用情報センター
JICC	CIC、全国銀行個人信用情報センター
全国銀行個人信用情報センター	CIC、JICC

(KSK77AW・20250228)

※上表のうち、個人信用情報機関が独自に収集し、登録するものは、④⑤⑥となります。

※上表の他、CICおよびJICCについては支払い停止の抗弁の申出が行われていることが、その抗弁に関する調査期間中登録されます。

※上表の他、JICCについては、延滞情報は延滞継続中、延滞解消の事実に係る情報は契約終了日から5年以内(入会年月日が2018年3月31日以前の場合は延滞解消日から1年以内)、および債権譲渡の事実に係る情報は債権譲渡日から1年以内が登録されます。

●各加盟店個人信用情報機関と提携する提携個人信用情報機関は、以下の表のとおりです。

加盟店個人信用情報機関	提携個人信用情報機関
CIC	JICC、全国銀行個人信用情報センター
JICC	CIC、全国銀行個人信用情報センター
全国銀行個人信用情報センター	CIC、JICC

(KSK77AW・20260331)